

政令第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療の支給要件等の経過的特例及び経過措置を延長する必要があるからである。